

令和6年度 むなかた Pay 発行要綱

宗像市商工会（以下、単に「発行者」という）は以下の要綱で使用期間が令和6年7月1日から令和6年12月30日までのむなかた Pay（以下、単に「商品券」という）を発行、販売、決済及び換金する。

項番	項目	内容
1	発行方式	発行者が、電磁的方法により記録される前払式支払手段として発行する。
2	業務委託	発行者は、株式会社まちのわに発行、販売、決済及び換金業務にかかるシステム構築及び運行、データ管理及び測定を委託し、株式会社まちのわが提供するシステム〔地域通貨プラットフォーム〕を利用して行う。
3	発行総額	12億コイン（コインとは発行単位の名称で1コイン＝1円、プレミアム無償付与分を含む）
4	販売総額	10億コイン（プレミアム無償付与分を含まない）
5	プレミアム率	20%
6	商品券区分	券種：全店共通券、中小店専用券 使用：全店共通券は全ての取扱加盟店を対象とし、中小店専用券は大型店を除く取扱加盟店を対象とする。
7	加盟店区分	大型店：店舗面積が1,000㎡以上の小売店舗、ショッピングセンター、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店に該当する業種の店舗 中小店：大型店以外の店舗
8	申込期間	【一次】市民限定販売〔抽選方式による予約販売〕令和6年6月7日～令和6年6月26日 【二次】一般販売〔先着方式による予約販売〕令和6年7月10日～令和6年7月26日 【三次】一般販売〔先着方式による予約販売〕令和6年8月1日～令和6年8月26日 【四次】一般販売〔先着方式による予約販売〕令和6年9月2日～令和6年9月26日 【五次】一般販売〔先着方式による予約販売〕令和6年10月1日～令和6年10月26日 ※一般販売は市民及び市外在住者向け販売 ※完売しだい販売終了
9	販売期間	【一次】市民限定〔抽選方式による予約販売〕令和6年7月1日～令和6年7月7日 【二次】【三次】【四次】【五次】一般販売〔先着方式による予約販売〕申込完了後3日間 ※販売総額に満たない場合は発行者の判断により再度販売を行う。
10	使用期間	令和6年7月1日～令和6年12月30日
11	申込者	商品券の保有希望者であって、自らのスマートフォンに商品券アプリをダウンロードし、商品券アプリを利用できる個人
12	商品券の申込、販売、払込方法	申込者は、商品券アプリを通じて、各販売ごとにプレミアム無償付与を除き10,000コインを下限、100,000コインを上限に10,000コイン単位で申し込む。 【一次】申込み・抽選方式 ◇宗像市民限定で募集し、申込み額が販売額を超えた場合は抽選を行う。抽選は、申込者に対してランダムに1から整数を順に付番し、申込額を1番から順に加算して申込総額が販売総額以下となる申込者を当せん者とする。 ◇当せん者は、コンビニエンスストアで当せんしたコイン数（プレミアム無償付与分を除く）と同数の金額（1コイン＝1円）をチャージする。 ◇当せん者が期限までに払込を行わない場合には、当せん者の権利は失効する。 【二次】【三次】【四次】【五次】申込み・先着順方式 ◇宗像市民及び市外在住者に募集し、申込みが受け付けされた購入確定者は、コンビニエンスストアで当せんしたコイン数（プレミアム無償付与分を除く）と同数の金額（1コイン＝1円）をチャージする。 ◇申込期限まで募集総額に満たない分は申込みを改めて受け付け、申込み先着順に当せんとする。申込期限内であっても申込み総額分の払込みがなされた時点で申込み受け付けを終了する。 ◇当せん者が期限までに払込を行わない場合は、当せん者の権利は失効する。 販売期間終了後、販売総額に満たない場合は発行者の判断により再度販売を行う。
13	利用者	商品券を利用する目的で当せんしたコイン数をチャージし、プレミアム率が付与されたコインを有する当せん者
14	払戻し	利用者は、チャージを受けたコインは、いかなる理由であってもコインの払戻しを受けることができない。
15	取扱店、利用	利用者は、発行者から指定を受けた取扱店（利用者との間で自己が指定した対象商品等（発行

	(利用者による取扱店への提示) 期間	者の規約で認めるものに限る) について商品券を利用した取引を行う個人事業者及び法人) で商品券を利用できる。利用期間終了を持って未使用コインは失効する。
16	決済方法	<p>◇利用者は、取扱店の確認の下、取扱店店頭に備えられた QR コードを自ら保有するスマートフォン上の商品券アプリにより読み取ることで取扱店を認識し、取扱店が提供する商品又はサービスの価額 (含む消費税相当額、以下「商品券取引相当金額」という) に相当するコイン数を減じて決済する。取扱店は、利用者が行う決済に係る上記一連の操作を確認する。なお、決済は利用者 と取扱店相互で確認し、支払完了の表示を以って完了とする。</p> <p>◇提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとする。ただし、取扱店の判断により、不足額を現金又は取扱店の指定する方法で支払うことにより、商品やサービスを受けることができるものとする。</p>
17	換金	<p>◇商品券取引相当金額の換金は、発行者が定めた方法により、取扱店が指定した預金口座に振り込む。</p> <p>◇振込手数料は取扱店の負担とする。ただし、取扱店の指定した預金口座が筑邦銀行本支店又は福岡県信用組合本支店の場合は振込手数料の負担が生じないものとする。</p> <p>◇換金は商品券発行以降の毎月末日 24 時における取扱店毎の未換金分商品券取引相当金額 (*1) から振込手数料及び本会非会員は換金手数料を差し引いた額を翌月 10 日 (当該日が休日の場合は翌営業日) に振り込む。初回換金日のみ (令和 6 年 7 月 1 日～31 日締め切り) 令和 6 年 8 月 9 日に振り込む。ただし全店共通券、中小店専用券各々の合計金額が 1 万コインを超えるまで振込みは行わず、1 万コインを超えるまで繰り越す。換金最終回 (使用期間令和 6 年 12 月 1 日～同年 12 月 30 日) に限り、発行者が振込手数料を負担し、令和 7 年 1 月 15 日に振り込む。</p> <p>◇換金額の手数料等明細は株式会社まちのわが提供するシステムで確認し、システムの表示画面を以って証憑とする。よって、システムの表示画面以外は明細書等を発行しない。</p> <p>*1 商品券取引金額相当額は発行者が別に定める取扱店利用規約の第 3 条第 6 項に基づき取消し又は解除された商品券使用取引に係る商品券取引金額、第 6 条第 2 項又は第 4 項に従い支払を要しない商品券取引金額、第 6 条第 3 項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。</p>
18	禁止事項	商品券の複製、複写、他人への譲渡、商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造など発行者が不正と判断する行為。
19	コールセンター	<p>電話番号：0120-200-609</p> <p>期間：令和 6 年 5 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日 令和 6 年 12 月 31 日～令和 7 年 1 月 3 日除く</p> <p>時間：09:00～19:00</p>

以上